

みんなで助け合う制度 国民健康保険制度

国民健康保険の納付

国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費にあてられる大切な財源です。国民健康保険から支払われる医療費は依然として高い水準で推移し、国保財政はとても厳しい状況にあるため、令和9年度から県が定める「市町村標準保険税率」に向けて段階的に保険税率を引き上げています。それに伴い、国民健康保険の安定的な運営を図るため、税率（所得割・均等割）の改正を行いました。保険税の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

保険税の内容＜令和8年度改正＞

区分	内容	計算方法など
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費分	所得割(8.0%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 均等割(1人あたり46,000円)×世帯の加入者数 【賦課限度額66万円】 ◇旧税率…所得割7.6%、均等割42,000円
後期高齢者支援金分	75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援分	所得割(2.7%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 均等割(1人あたり16,000円)×世帯の加入者数 【賦課限度額26万円】 ◇旧税率…所得割2.6%、均等割15,000円
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)が負担する介護保険分	所得割(2.4%)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者の賦課対象所得の合計 均等割(1人あたり17,000円)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者数 【賦課限度額17万円】 ◇旧税率…所得割2.3%、均等割15,000円
子ども・子育て支援納付金分	18歳以上の人(18歳を迎えて最初の3月31日を過ぎた人)が負担する子育て施策への支援分	所得割(0.25%)×世帯の18歳以上の加入者の賦課対象所得の合計 均等割(1人あたり1500円)×世帯の18歳以上の加入者数 【賦課限度額3万円】 18歳以上均等割(1人あたり100円)×世帯の18歳以上の加入者数

※賦課対象所得…前年の総所得金額などから43万円の基礎控除を差し引いた残額（合計所得金額が2,400万円までの場合）。

保険税の納付方法

▼普通徴収の世帯

国民健康保険税納税通知書を郵送します。
納期…7月から翌年2月までの毎月末（全8回）
納付方法…納税通知書で最寄りの金融機関、コンビニで納付。スマートフォン決済も可能。
※令和8年4月1日から、埼玉県内すべての市町村で納付方法の原則が「口座振替」になりました。（特別徴収、口座振替が困難な場合を除く）
納税通知書に記載の金融機関または市役所窓口で納税通知書、通帳、届出印、キャッシュカード、本人確認書類を持参の上、手続きをしてください。

▼特別徴収（年金天引き）の世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書を郵送します。
納期…年金受給月（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の全6回）

非自発的失業者の保険税軽減制度

国民健康保険加入者で解雇や雇止めなど、特定の理由により離職した人は、保険税の軽減を受けることができます。

対象…つぎの要件すべてに該当する人
①離職日が令和7年3月31日以降 ②離職日時点での年齢が65歳未満の人
③雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが【11、12、21、22、23、31、32、33、34】のいずれかの人
軽減内容…離職した人の前年の給与所得を70%減額して算定

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線143、144

▼新たに10月から特別徴収(年金天引き)になる世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書と納税通知書の2種類をそれぞれ別に郵送します。

納期…	普通徴収 (納付書納付、口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
	7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
	保険税の 1/2			保険税の 1/2		
	令和 8 年度の保険税の総額					

対象…世帯主が年金受給者で、つぎの要件すべてに該当する世帯

- ①世帯主が国民健康保険加入者の世帯
- ②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上の世帯
- ④介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない世帯

国民健康保険に加入する人

◇加入する人の例

- ①お店などを経営している自営業の人
- ②農業や漁業などを営んでいる人
- ③パート、アルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない人
- ④退職して職場の健康保険を脱退した人
- ⑤一定の在留資格を有し、住所があると認められた外国籍の人（医療滞在ビザで入国した人、観光、保養目的の在留資格を持つ人などは除く）

◇加入しなくていい人の例

- ・職場の健康保険に加入している人
- ・後期高齢者医療制度に加入している人
- ・生活保護を受けている人

マイナ保険証の利用

令和6年12月2日以降、国民健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しました。現在のお使いの資格確認書の有効期限は7月31日までです。

7月中旬に世帯主あてに新しく下記の書類を郵送しますので、古い資格確認書は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

◇国民健康保険加入者でマイナ保険証を持っていない人
→「資格確認書」

※マイナ保険証を持っていない人は、8月から令和9年7月31日までの有効期限が記載された新しい「資格確認書」を使用して引き続き医療を受けることができます。

◇マイナ保険証を持っている人
→「資格情報のお知らせ」

■マイナンバーカードを保険証として利用するためには

スマートフォンやパソコン（ICカードリーダーが必要）を使ってマイナポータルから登録が必要です。
※セブン銀行ATMや市民課窓口、医療機関、薬局の顔認証付きカードリーダーでも申込みができます。

国民健康保険の加入、脱退手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要です。

◇加入の手続きが遅れた場合

資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになります。

◇脱退の手続きが遅れた場合

さかのぼって資格を喪失することになります。
※脱退手続き完了前に国民健康保険の資格確認書などを使ってしまうと、市が負担した医療費分を返還してもらうことになります。
また、保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めることにもなります。

■マイナ保険証を使うメリット

より良い医療を受けることができます。
患者の同意を得た上で下記を見ることができる

医師→	過去のお薬情報、健康診断の結果
	これによって
・身体の状態、他の病気を推測し、治療に役立てることができる ・薬の飲み合わせや分量を調整してもらえる	

その他にも…

- ・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できる。
（限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます）

【国民年金保険料免除・猶予制度】

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線146

保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。なお、申請月の2年1か月前までさかのぼることができます。

※所得審査あり。
※マイナポータルからスマホで電子申請できます。

国民年金 電子申請 検索

□特例認定

- 特例により免除、猶予になる場合があります。
- 退職（失業）の場合／雇用保険受給資格者証など公的機関の証明の写しを提出した場合
- 天災などの場合／震災、風水害、火災などにより、住宅、家財などについて、被害が最も大きい財産の損害がおおむね2分の1以上である場合

□保険料の追納

免除や猶予を受けた期間は、保険料を納付したときに比べ、年金受給額は少なくなります。そのため、10年以内であればさかのぼって納付することができます。
※追納の場合、2年度を過ぎた分の保険料には加算額が付きます。